和光市テニス協会規約

（昭和６３年２月１日　定款）

第一章 総則

（名称及び事務局）

第１条　本会は和光市テニス協会(以下、「本協会」という)と称し、事務局を和光市に置く。

第２条　本協会は和光市スポーツ協会に加入するものとする。

（目的）

第３条　本協会はテニス競技の発展と技術向上を図るとともに、市民の健康な身体とスポーツ精神を養い、テニス競技を通じて市民の相互親睦を図ることを目的とする。また、地域に根付いたテニスの普及活動により、社会貢献することを目標とする。

（活動）

第４条　本協会は、その目的を達成するため、次の各号の活動を行う。

（１） テニス大会の開催ならびに技術向上と強化に関する事項

（２） 他テニス協会（連盟）との交流に関する事項

（３） その他、本協会の発展向上のために必要な事項

第二章 組織

（会員及び団体について）

第５条　本協会は、次の各号いずれかに該当する会員をもって組織する。

（１） 和光市内に在住、在勤、在学する人で個人、または団体（４人以上）による加入とする人。

（２） 和光市内に存する営業テニス施設入会者で個人、または団体（４人以上）による加入とする人。

（３） その他、会長が西部地区大会及び朝霞地区４市大会運営に関し、特に必要と認める人。

２　会員は１年間毎の更新とする。

３　会員は別に定める細則により、会費を納入する。ただし、如何なる理由があろうとも一度納入した会費については一切返金しない。

４　会員が本規約に反する行為、または本協会の名誉を汚す行為があったときには、会長は除名することが出来る。

５　団体は和光市在住・在勤・在学者が 4 名以上所属しており、在住・在勤・在学者が団体構成員の半数以上いること

（入退会及び所属団体）

第６条　本協会に入会しようとする者は、所定の手続きにより申込み、また退会する場合には、その理由を記して、本協会に届け出ることとする。

２　入退会は、本協会理事会の承認を得るものとする。

３　メンバーの新規登録は随時行えるが、一度登録したメンバーの所属団体の変更については当該年度はできない。

（役員並びに理事）

第７条　本協会に次の役員並びに理事を置く。ただし役員は本協会の会員でなければならない。ここで役員とは会長、理事長、事務局長までを指す。

（１）会長　１名

（２）理事長　１名

（３）事務局長　１名

（４）理事　若干名

（５）会計監事　１名

２　その任期は１年とし再任を妨げない。ただし補充による任期は前任者の残余期間とする。

３　各団体の代表者は理事に就任するものとする。

４　特別な事由により役員の異動があった場合は理事会で協議する。

５　その他に名誉会長、顧問、また協会活動に資することができる会員を担当として置くことができる。

（選出及び任務）

第８条　会長は総会における役員並びに理事の総意で選出する。

２　会長は本協会を代表し会務を総理し総括する。

第９条　理事長は総会における役員並びに理事の総意で選出し会長が委嘱する。

２　理事長は理事会を組織し会務を執行する。

３　理事会は理事をもって構成し総会の決議事項を執行する。

第１０条　事務局長は総会における役員並びに理事の総意で選出し会長が委嘱する。

２　事務局長は本会の会計、その他の庶務一般を担当する。

第１１条　会計監事は総会における役員並びに理事の総意で選出し会長が委嘱する。

２　会計監事は本協会の経理事務を行い、監査し、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

第１２条　名誉会長、顧問、及び担当は総会で推挙し会長が委嘱する。
２　名誉会長、顧問、及び担当は総会及び理事会に出席して諮問に応じる。
３　任期は定めない。

第三章 会議

（会議）
第１３条　本協会の会議は、総会、理事会及び三役会とする。
２　総会及び理事会は、各組織の過半数をもって成立する。
３　議事は出席者の過半数で可決する。可否同数の時は議長が決する。
４　各会議に出席できない場合は委任状等をもって議決に参加することができる。

（総会）
第１４条　総会は会長が召集し、日時、場所、議題を１０日前までに書面等をもって会員に通知しなければならない。
２　定期総会は年１回２月に開催し次の事項を審議する。
（１）予算及び決算
（１）事業計画、会務、事業報告
（２）役員の選出、規約の改定
（３）その他必要事項
３　臨時総会は会長が必要と認めた時に、または会員総数の５分の１以上の会員から審議すべき議題を示して要求があった時に開催する。
４　総会に出席できない会員で、委任状の提出がない場合については、議長に一任したものとみなす。

（理事会）
第１５条　理事会は必要に応じて開催し、をもって構成し、次の事項を協議する。
（１）総会提出議案の作成
（２）事業計画の審議及び実施
（３）細則の決定
（４）その他必要事項

（三役会）
第１６条　三役会は必要に応じて開催し、会長、理事長、事務局長をもって構成し、次の事項を協議する。
（１）理事会提出議案の作成
（２）事業計画について
（３）その他会務に関すること

第四章 会計

（経費）

第１７条　本協会の経費は、会費、補助金、参加費、寄付金、事業収入及びその他収入によりこれを賄う。

（会計年度）

第１８条　本協会の会計年度は毎年２月１日に始まり、翌年１月３１日に終わる。ただし閏年についてはこの限りではない。

第五章 附則

１　本規約は総会の議決がなければ変更することができない。
２　本規約の施行に必要な細則は理事会で別に定める。
３　本協会主催の大会運営については、実施に必要な運営要綱等を理事会で別に定める。
４　本規約は平成２３年３月１日から施行する。

第六章 細則

１　入会にあたっては、所定の申込欄に団体名、代表者名および所属者全ての氏名、住所、連絡先を記入して、代表者が事務局に提出すること。
２　年度途中の退会を希望する場合には、書面にて退会の旨を代表者経由にて事務局まで届けること。
３　会費は１人１年間５００円とする。個人登録は、２０００円とする。

平成１８年　４月１日　全面改訂
平成２３年　３月１日　全面改訂
平成２７年２月２２日　一部改訂
平成３０年２月１９日　一部改訂
令和　６年２月１８日　一部改訂